

益田市農業委員会第28回総会議事録

1. 開催日時 令和7年9月26日(金)午後1時30分～午後2時30分

2. 開催場所 人権センター 多目的ホール

3. 農業委員(出席14名)(欠席2名)

1番 又賀 保(出)	2番 大畑 美里(出)	3番 須藤 寿人(出)
4番 吉村 太(出)	5番 大庭 清(出)	6番 齋藤 浩文(出)
7番 御神本康一(出)	8番 田中 綾(出)	9番 佐原 晃子(欠)
10番 領家 耕一(出)	11番 松本 幸夫(出)	12番 谷本 大輔(出)
13番 柳田 継男(出)	14番 豊田 志摩(出)	15番 宮川 有衣(欠)
16番 西川 友史(出)		

4. 農地利用最適化推進委員(出席18名)(欠席6名)

1番 増野 六彦(出)	2番 三輪 昌義(出)	3番 澁谷 記幸(出)
4番 澤江 浩一(出)	5番 山根 健治(出)	6番 寺戸 康人(出)
7番 三浦 尚人(欠)	8番 田原 勝美(出)	9番 野村 浩三(欠)
10番 寺戸豊太郎(出)	11番 塩満 文雄(出)	12番 河野 正憲(欠)
13番 青木 伸爾(出)	14番 中村 敏幸(出)	15番 椋木 昭雄(出)
16番 長谷川孝明(出)	17番 豊田 繁雄(出)	18番 中島秀一郎(出)
19番 宮内 英之(欠)	20番 椋木 孝光(出)	21番 岡崎 定佳(欠)
22番 渡邊 豊孝(出)	23番 河野 光好(欠)	24番 三浦 和顕(出)

5. 提出議案

議第131号	農地法第3条の規定による許可申請について
議第132号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議第133号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議第134号	農地でないことの確認について
報第108号	農用地利用集積等促進計画案に関する意見について
報第109号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について
報第110号	農地法第18条第6項の規定による通知書の確認について
報第111号	農地の使用貸借合意解約通知書の確認について
報第112号	電気通信事業者の行う送電用電気工作物の設置に伴う農地転用について
報第113号	利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について

6. 議事に参加した職員

(農業委員会事務局) 柳井局長、齋藤局長補佐、高橋係長、吉田指導主任、岩本主事

7. 議事の概要

西川友史会長	<p>それでは、定刻になりましたので、只今より第 28 回益田市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日の議事録署名者につきましては、12 番の谷本委員、13 番の柳田委員、よろしく願いいたします。</p> <p>本日の欠席委員は、農業委員が 9 番佐原晃子委員、15 番宮川有衣委員、農地利用最適化推進委員が 7 番三浦尚人委員、9 番野村浩三委員、12 番河野正憲委員、19 番宮内英之委員、21 番岡崎定佳委員、23 番河野光好委員。</p> <p>それでは、「議第 131 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>1 番 横田町</p>
事務局	<p>本件は、3 条の有償移転にかかる許可申請です。</p> <p>土地の所在は、横田町の田畑 2 筆 2,326 平方メートルです。譲り渡し事由は、遠方に居住しており耕作が困難なため。譲り受け事由は、申請地近隣の宅地を購入したため、併せて申請地を譲り受けて耕作するためでございます。</p> <p>農地法に基づきます権利取得後の全ての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況、法令順守の状況から見まして、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議の程宜しく願いいたします。</p>
西川友史会長	<p>続きまして担当地区委員の調査報告をお願いします。</p>
領家耕一委員	<p>10 番領家です。現地確認を 9 月 23 日に青木推進委員と中村推進委員と行いました。いずれも耕作はされてはおりませんが、管理はされているようです。〇〇さんは先程説明がありましたように横田地区におられて、この〇〇さんの所有の土地を耕作していきたいということでございます。よろしく願いいたします。</p>
西川友史会長	<p>2 番 美濃地町</p>
事務局	<p>本件は、3 条の無償移転にかかる許可申請です。</p> <p>土地の所在は、美濃地町の畑 3 筆 1,731.30 平方メートルです。譲り渡し事由は、高齢により耕作が困難なため。譲り受け事由は、経営規模拡大の為でございます。</p> <p>農地法に基づきます権利取得後の全ての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況、法令順守の状況から見まして、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議の程宜しく願いいたします。</p>
西川友史会長	<p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。</p>
谷本大輔委員	<p>21 番谷本です。9 月 21 日に中島推進委員と現地確認を行っております。写真を見てもらうと分かるんですが、地目の現況が荒地とありますけども、地区の地域自治組織でやっているひまわり畑になっている農地となります。譲渡人の〇〇さんは高齢により耕作が困難ということで、〇〇さんが今その地域自治組織の長をやっておられるそうで、譲り受けて管理されるという話な</p>

西川友史会長	<p>ので、特に問題はないと思いました。以上です。</p> <p>3番 美都町都茂</p>
事務局	<p>本件は、3条の有償移転にかかる許可申請です。</p> <p>土地の所在は、美都町都茂の畑1筆 352平方メートルです。譲り渡し事由は、遠方に居住しており耕作が困難なため。譲り受け事由は、申請地の隣地に居住しており申請地を譲り受けて耕作するためでございます。</p> <p>農地法に基づきます権利取得後の全ての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況、法令順守の状況から見まして、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
西川友史会長	<p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。</p>
田中綾委員	<p>8番田中です。現地確認は今日欠席されている佐原委員と河野推進委員と塩満推進委員と3人でしていただいておりますので、報告の方は塩満推進委員にお願いしたいと思います。</p>
塩満文雄最適化推進委員	<p>美都地区の担当の塩満です。現地確認は9月19日に佐原委員と河野推進委員と行いました。この申請は現在住んでいる宅地に隣接する農地を譲り受け、家庭菜園として使用したいということですが、譲受人が外国籍の方のため色々確認事項がありまして、事務局の高橋さん、岩本さんの協力を受けて、2度のブロック会議を行いました。その中の1回は御本人も交えて聞き取り調査等も行いました。また、先月の総会の後には農地委員会の皆様にも検討していただきましたが、特に問題はないという結論に達しました。この場で再度ご審議をお願いいたします。</p>
西川友史会長	<p>本日の3条申請は以上3件でございます。ただいま事務局からの説明また、担当地区委員からの調査報告がございました。何かお気づきの点ございますか。よろしいでしょうか。</p> <p>(はい、の声)</p>
西川友史会長	<p>そう致しますと「議第131号 農地法第3条の規定による許可申請について」は承認の扱いとさせていただきます。</p> <p>続きまして、「議第132号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。</p>
事務局	<p>1番 東町</p> <p>土地の所在は、東町の田 1筆 120平方メートルです。</p> <p>都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。転用目的は、農作業小屋で、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の規定に該当いたします。雨水は、地下浸透です。資金証明については既に完了しているためありません。ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
西川友史会長	<p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。</p>

又賀保委員	<p>1 番又賀です。現地確認を9月15日に大畑委員と行いました。この4条申請は昭和58年頃に申請者の父親が田んぼを作っているということで、作業小屋を必要として建てられたもので、この度、その土地を耕作している娘さんが調べたところ、転用はされなくて作業小屋と駐車場として使っていたということで、この度、始末書を書かれ、こうして4条申請をされております。現在としてはもう建っておりますので、問題はないと思います。よろしくご審議お願いします。</p>
西川友史会長	<p>2 番 中須町</p>
事務局	<p>土地の所在は、中須町の畑 1 筆 320 平方メートルです。 都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。転用目的は、駐車場で、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の規定に該当いたします。雨水は、地下浸透です。資金証明については自主施工のためありません。ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
西川友史会長	<p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。</p>
又賀保委員	<p>1 番又賀です。現地確認を9月15日に大畑委員と行いました。現在は農地として耕作されておらず、この土地を家庭の駐車場に転用したいということで、本日出ております。特に問題はないと思います。よろしくご審議お願いします。</p>
西川友史会長	<p>3 番 横田町</p>
事務局	<p>土地の所在は、横田町の畑1筆 132 平方メートルです。 都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。転用目的は宅地拡張で、転用許可該当条項は農地法第4条第6項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。雨水は、地下浸透です。既に完了しているため資金証明の添付はありません。ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
西川友史会長	<p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。</p>
領家耕一委員	<p>10 番領家です。この件は、先程ありました3条の1番の案件で、〇〇さんの所有地を〇〇さんが購入するという件から始まっておりまして、現地の確認につきましては、9月23日に青木、中村両推進委員と行いました。今回、〇〇さんとの売買にあたりまして、この土地が転用せずに利用されておったということが分かりましたので、この度、許可申請を行うということになりました。始末書もあります。それによりますと、先々代の時からこういう状態だった、というように書いてあります。よろしくお願いいたします。</p>
西川友史会長	<p>本日の4条の許可申請は以上3件でございます。ただいま事務局からの説明、また、担当地区委員からの調査報告がございました。何かお気づきの点ございますか。よろしいでしょうか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>そう致しますと「議第132号 農地法第4条第1項の規定による許申請に</p>

	<p>ついて」は承認の扱いとさせていただきます。</p> <p>続きまして、「議第 133 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>1 番 元町</p> <p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、元町の畑 1 筆 333 平方メートルです。都市計画区域内の用途地域であるため、第 3 種農地と判断いたします。転用目的は宅地造成で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。排水は、合併浄化槽を設置し既存の水路に接続します。資金証明については、通帳の写しが添付されています。ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
事務局	
西川友史会長	<p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。</p>
大畑美里委員	<p>2 番大畑です。現地確認は 9 月 15 日に又賀委員と行いました。申請は宅地造成をするため、排水は合併浄化槽を設置します。適当であると判断しました。</p>
西川友史会長	<p>2 番 元町</p>
事務局	<p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、元町の畑 1 筆 36 平方メートルです。都市計画区域内の用途地域であるため、第 3 種農地と判断いたします。転用目的は貸集合住宅で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。排水は、既存の水路に接続します。資金証明については、既に完了しているためありません。ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
西川友史会長	<p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。</p>
大畑美里委員	<p>2 番大畑です。現地確認は 9 月 15 日に又賀委員と行いました。申請は昭和 34 年から兄が貸集合住宅として建てているものです。一部農地があり申請するものです。始末書が添付されています。以上です。</p>
西川友史会長	<p>3 番 乙吉町</p>
事務局	<p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、乙吉町の田 3 筆 923 平方メートルです。都市計画区域内の用途地域であるため、第 3 種農地と判断いたします。転用目的は宅地造成で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。排水は合併浄化槽を設置し既存の水路に接続します。資金証明については、通帳の写しが添付されています。ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
西川友史会長	<p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。</p>
又賀保委員	<p>1 番又賀です。現地確認を 9 月 15 日に大畑委員と行いました。この度、田中建設が買い上げて分譲宅地にしたいということでございます。排水については合併浄化槽を設置し、既存の排水路に接続するというので、現地を見ましたところ、特に問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願いま</p>

	す。
西川友史会長	4番 中吉田町
事務局	<p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、中吉田町の畑1筆 161平方メートルです。都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。転用目的は駐車場で、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の規定に該当いたします。雨水は地下浸透です。資金証明については、通帳の写しが添付されています。ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
大畑美里委員	2番大畑です。現地確認は9月15日に又賀委員と行いました。申請は駐車場として使用するもので、適当であると判断しました。
西川友史会長	5番 高津五丁目
事務局	<p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、高津五丁目の畑1筆 342平方メートルです。都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。転用目的は個人住宅で、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の規定に該当いたします。排水は合併浄化槽を設置し既存の水路に接続します。金証明については、金融機関の融資証明書が添付されています。ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
須藤寿人委員	3番須藤です。現地確認は14日に澁谷推進委員と行いました。〇〇さんに伺ったんですが、〇〇さんに譲り渡して〇〇さんが個人住宅を建てるそうでございます。住宅地の中でございますので問題はないと思います。土地改良区の意見書、並びに隣地の承諾書も添付されております。よろしくご審議の程お願いします。
西川友史会長	6番 遠田町
事務局	<p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、遠田町の畑1筆 466平方メートルです。都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。転用目的は個人住宅で、転用許可該当条項は農地法第5条第2項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。排水は、合併浄化槽を設置し既存の水路に接続します。資金証明は金融機関の融資証明書が添付されています。ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
吉村太委員	4番吉村です。現地確認は9月12日に澤江推進委員と行いました。現状はもう何年も耕作されておらず更地になっています。面積的にも採算に合わない面積だと思います。あと周辺に問題になる農地も無いので大丈夫だと思います。

	ます。以上です。
西川友史会長	7番・8番 横田町
事務局	<p>整理番号7番、8番は関連がありますので一括して説明します</p> <p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。土地の所在は、横田町の田3筆2,306平方メートルです。都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。転用目的は太陽光発電設備で、転用許可該当条項は農地法第5条第2項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。雨水は地下浸透です。資金証明は金融機関の残高証明書が添付されています。ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
領家耕一委員	<p>10番領家です。それでは7番、8番一括で説明させていただきます。現地確認を9月23日に青木推進委員、中村推進委員と行いました。所有者とも他県に住んでおられまして、管理はそこそこしてあるように思われます。隣接者の同意書、又、土地改良区の意見書も添付されておりまして、写真を見たら分かるかと思いますが、周辺は太陽光パネルの設置されている地域でもあります。そのようなことを考えていただきまして、この件につきましてもよろしくお願いいたします。</p>
西川友史会長	9番 白岩町
	<p>この案件につきましましては議事参与案件ですので該当する委員の方の退席をお願いします。</p> <p>(該当委員退席)</p>
事務局	<p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、白岩町の田1筆 456平方メートルです。都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。転用目的は個人住宅で、転用許可該当条項は農地法第5条第2項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。排水は、合併浄化槽を設置し既存の水路に接続します。資金証明は金融機関の融資証明書が添付されています。ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
松本幸夫委員	<p>11番松本です。9月19日に長谷川推進委員と椋木推進委員と現地を確認しました。〇〇さん自身は成年後見人であって、名義はおじいさん、〇〇さんのお父さんの名義でございます。お孫さんが〇〇さんの家の近くに家を建てたいということです。現地を見た結果、別に問題はないと思います。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
西川友史会長	<p>9番について最初に採決をしたいと思います。事務局からの説明また担当地区委員の調査報告がございましたが、この件について何かお気づきの点がございませうか。許可でよろしいでしょうか。</p>

	<p>(はい、の声)</p> <p>(該当委員入室)</p>
西川友史会長	<p>そう致しますと9番の白岩町につきましては許可の扱いとさせていただきます。9番を除いた8番までで、何かお気づきの点がございますか。よろしいでしょうか。</p>
	<p>(はい、の声)</p> <p>そう致しますと「議第133号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は承認の扱いとさせていただきます。</p> <p>続きまして、「議第134号 農地でないことの確認について」を議題といたします。</p>
事務局	<p>1番 中島町</p> <p>申請地は中島町の2筆380平方メートルです。平成17年頃より耕作しておらず、山林化しており、農地への復旧は困難な状況であることから、非農地証明願いが提出されたものです。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
西川友史会長	<p>続きまして、担当地区委員からの調査報告をお願いします</p>
大畑美里委員	<p>2番大畑です。現地確認は9月15日に又賀委員と行いました。平成17年より耕作しておらず、山林化されていて復旧困難な状況でした。以上です。</p>
西川友史会長	<p>2番 波田町</p>
事務局	<p>申請地は波田町の1筆72平方メートルです。農地法施行以前から建物が建っており、現在も宅地として利用していることから、非農地証明願いが提出されたものです。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
西川友史会長	<p>続きまして、担当地区委員からの調査報告をお願いします</p>
齋藤浩文委員	<p>6番齋藤です。この土地ですけれども色々と複雑なんですけれども、持ち主は〇〇さんで、今、〇〇さんという方が住んでおられます。〇〇さんに9月15日に推進委員と一緒に現地確認の際に聞き取りをしたんですけれども、〇〇さんは私よりも10歳位若い人でございまして、若い時にお父さんお母さんが亡くなられまして、ちょっと状況が分からないということで、今使用されている〇〇さんに聞き取りをしました。そうしたところですね、ひいおじいさんが家を建てたということは聞いているけれども、平成4年に家が全焼しております、そういった資料が全く無いということで、買ったもんなんか借りたもんなんか分からないような状態だそうです。それで、〇〇事務所が出されています昭和39年の写真があるんですけれども、これが本当かどうかというのが確認できなかったの本人にも聞いたんですけれども、あそこにひいおじいさんが建てたのは間違いないということで、農地法の適用以前から家が建っていたということが確認できたということで、問題ないと思います。以上です。</p>

西川友史会長	3番 美都町都茂
事務局	<p>申請地は美都町都茂の3筆1,037平方メートルです。昭和60年頃より耕作しておらず、山林化しており、農地への復旧は困難な状況であることから、非農地証明願いが提出されたものです。ご審議の程よろしく申し上げます。</p> <p>続きまして、担当地区委員からの調査報告をお願いします</p>
塩満文雄最適化推進委員	<p>美都地区担当の塩満です。現地確認は9月19日に佐原委員と河野推進委員と行いました。すでに40年以上耕作されておらず、農地の形跡は全く無くなっております。山林化しておりますので農地への復旧は困難であり、申請は妥当と思われまます。ご審議お願いいたします。</p>
西川友史会長	<p>本日の農地でないことの確認については以上3件でございます。事務局からの説明また担当地区委員からの調査報告がございました。何かお気づきの点がございますか。よろしいでしょうか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>そう致しますと「議第134号 農地でないことの確認について」は承認の扱いとさせていただきます。</p> <p>続きまして、報告事項に入らせていただきます。随時報告をお願いします。</p>
事務局	<p>「報第108号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について」農地中間管理事業一括方式の新規が8件、再設定が0件、の合計8件、23,117.9㎡です。</p> <p>「報第109号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について」届出件数は20件です。全てにおいて相続者が管理され、あっせんの希望は4件です。</p> <p>「報第110号 農地法第18条第6項の規定による通知書の確認について」届出件数は、37件です。解約理由のうち36件は中間管理事業を利用するため、1件は所有権移転のため合意解約が成されたものです。</p> <p>「報第111号 農地の使用貸借合意解約通知書の確認について」届出件数は3件です。解約理由は、中間管理事業を利用するため合意解約がなされたものです。</p> <p>「報第112号 電気通信事業者の行う送電用電気工作物の設置に伴う農地転用について」届出件数は1件です。申請地は匹見町匹見の田の一時転用です。事業施工者は中国電力ネットワーク株式会社です。</p> <p>「報第113号 利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について」所在地は下波田町 1筆 合計 20平方メートルでございます。</p> <p>今回の非農地判断を行った農地は、令和6年度の農地パトロールにおいて、再生困難農地として確認しておりました農地です。所有者1名の意向を確認し、非農地とすることについて同意を得ました。</p>

西川友史会長	<p>対象地につきましては、農地台帳からの削除を行い、非農地判断を行った農地として、市役所税務課及び法務局へ一覧を提出いたします。</p> <p>報告は以上でございます。</p> <p>ただいま事務局から報告がございました。何か聞いてみたいことがございますか。よろしいでしょうか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは無いようですので第 28 回総会を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。</p> <p>以上会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するために署名する。</p> <p>会 長</p> <p>12 番</p> <p>13 番</p>
--------	--